

議 第 3 8 号

米山登山道大平口休憩施設設置及び管理に関する条例の
制定について

本市米山登山道大平口休憩施設設置及び管理に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月20日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市米山登山道大平口休憩施設設置及び管理に関する
条例

（目的及び設置）

第1条 米山登山者に安全で快適な登山環境を提供するために、米山登山道大平口休憩施設（以下「休憩施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 米山登山道大平口休憩施設
- (2) 位置 柏崎市大字大平643番地

（利用の制限）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休憩施設の利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 休憩施設の設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第 4 条 休憩施設の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第 5 条 故意又は過失により休憩施設の設備を損傷し、又は滅失した者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。